

燕市立燕中学校 いじめ防止基本方針

当校は、「燕市立燕中学校いじめ防止基本方針（以下【学校基本方針】という。）」を、いじめ防止対策推進法（平成25年法律71号以下【法】という。）第13条の規定に基づき平成26年4月に策定した。

この度、国は「いじめ防止等のための基本的な方針」を改定（H29.3）し、「いじめ防止等のための基本的な方針」を策定（H30.2）した。新潟県・新潟県教育委員会はH30.2に「新潟県いじめ防止基本方針」を改定し、それを受け燕市はR2.3に「燕市いじめ防止基本方針」を改定した。さらに、新潟県はR2.12に「新潟県いじめ等の対策に関する条例」を公布・施行した。この条例制定を受けて、「新潟県いじめ防止基本方針」を改定（R3.7）した。それを受けて、R4.10燕市教委が改訂した。

本校では、いじめによる自殺等の深刻な事態が後を絶たない現状や国および県・燕市の方針の改定を受け、PTA役員や学校評議員、生徒会役員などの意見を聞きながら、学校基本方針の見直しと改定を重ねていく方針である。

1 いじめの防止等のための基本的な方向

(1) いじめの定義

児童などに対して、当該児童生徒が在籍している等当該児童生徒と、一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの。（いじめ防止対策推進法第2条）

本方針では、本人が知らないとしても、知ったとしたら傷つく可能性が高い行為もいじめとして見逃さず、組織的に対応することを盛り込んでいる。また、いじめ防止とともに、児童生徒の心の変化を理解し、全力で守り育てていくこともねらいとしている。この定義を踏まえた上で、個々の行為が「いじめ」に当たるか否かについては、いじめを受けた生徒の立場に立って判断する。また、いじめには多くの態様があることから、いじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件を限定的に解釈することがないようにする。けんかやふざけあいであっても、背景にある事情の調査を行い、生徒の被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。

(2) いじめ類似行為の定義

児童等に対して、当該児童生徒が在籍している等当該児童生徒と、一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該児童等が当該行為を知ったときに心身の苦痛を感じる蓋然性の高いもの。（新潟県いじめ等の対策に関する条例第2条第2項）

インターネット上で悪口を書かれた児童生徒がいたが、被害児童生徒がそのことを知らずにいる場合など例としてあげられる。県条例では、「いじめ類似行為」についても防止等の対策を推進するものとされていることから、本方針におけるいじめ防止等の対策と認知及びその後の対応については、「いじめ類似行為」に関しても同様に取り扱うものとする。外見的にはけんかのように見える行為でも、見えない所

で被害が発生している場合があること、様々な理由で本人がその事実を否定する場合もあること等を踏まえ、状況等の確認を行い、その行為に関わる児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。

(3) いじめに対する基本的な考え方

いじめは、いじめを受けた生徒の尊厳を損なう、決して許されない行為であり、その防止に向け、学校はもとより、社会全体が使命感をもって取り組んでいかなければならない。また、いじめは「どの生徒にも、どの学校にも起こりうる」ものであることから、学校教育全体を通して、すべての生徒に「いじめは絶対に許されない」ことの理解を促していく。そのために、燕中学校は、「いじめの未然防止」と「早期発見」に努め、認知したいじめは深刻化させないように、迅速かつ適切に対応できるよう、具体的な対策を計画的・継続的に、組織として取り組んでいく。

また、いじめ問題への取組の重要性については、地域、家庭へも認識を広めるとともに、学校は生徒の自尊感情を高める取組を地域とともに推進していく。

(4) いじめ防止等のための取組方針

ア 学校の教育活動全体を通じ、全ての児童生徒に「いじめは決して許されない」ことの理解を促し、児童生徒の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度、主体的に問題の解決に向かおうとする構えなど、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養う。

イ 全ての児童生徒が安心して学校生活を送ることができるよう、児童生徒の「居場所づくり」を進めるとともに、児童生徒同士の「関係づくり」を通して、自己有用感や充実感を得られるようにする。

ウ 児童生徒がいじめを行う背景にあるストレス等の要因に着目し、その要因についての改善を図るとともに、児童生徒がいじめに向かわないようにストレスに適切に対応できる力を育む。

エ 児童生徒が身近な課題に主体的に協働で取り組めるよう学校での特別活動の充実を図るとともに、児童生徒が最も多くの時間を過ごす授業でこそ望ましい人間関係を育めるよう、話し合いや関わり合いを積極的・効果的に取り入れる。

オ いじめの問題への取組の重要性について地域全体に認識を広め、家庭、地域と一体となって取組を推進するための普及啓発に努める。

- ① いじめの防止等の取組を、いじめの未然防止、早期発見、即時対応を柱として、計画的かつ迅速に行う。
- ② いじめ防止等に関する取組の年間計画を作成する。
- ③ 実効性のある取組となっているかを定期的に点検し、P D C Aサイクルによる改善を図る。
- ④ 校内研修等において、いじめに対する意識向上と、いじめ防止に対する資質を向上させる。

(5) 学校いじめ対策組織の設置及び取組

- ① 本部と推進部を置く
- ② 校長・教頭・生徒指導主事により本部を構成し、基本方針や年間計画の作成・実行・検証・改善を行う。即時対応できるよう初動機能を果たすとともに、組織的解決に向けた推進部構成員や方針案を示す。また、同組織は、対応する事案の内容に応じて、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーに加え、弁護士、医師、教員・警察官経験者などの外部専門家等の参加・協力を得て、より実効的にいじめ問題の解決を図るものとする。
- ③ 燕市教育委員会に報告するとともに、指導の方向性、保護者や外部機関との連携、専門家の活用等について相談する。

(6) 地域・保護者・小学校との連携(法における保護者の責務等 第9条)

- ① P T A総会等において、いじめ防止等に関する保護者責務と学校基本方針と具体的な取組について伝え、意識啓発を行う。
- ② S N Sの使い方に関する保護者の啓発と協力を依頼する。
- ③ 中学校区内の小中が連携して絆（いじめ見逃しゼロ）スクール集会を実施するとともに、眠育を核に家庭生活改善の取組を行う。
- ④ いじめ防止基本方針を学校便りやHPで周知する。
- ⑤ 地域活動やボランティア活動に積極的参画を促し、いじめの未然防止に努める。

(7) 関係機関等との連携

警察、児童相談所、市教委、市健康福祉係、校外適応指導教室、民生児童委員、育成委員等と積極的な連携や情報共有を行い、打開策を探る。

2 いじめ防止等のための具体的取組

(1) いじめの未然防止のための取組

- ・学校が生徒にとって「安心安全な場所」であり、生徒個々に「居場所」や「心のよりどころ」があるのかを全教職員で把握する。
- ・言動や表情の変化を見逃さないよう常に情報共有し、よりよい学級・学年・部活集団をめざす中で、学校における自己存在感を高める教育活動を推進する。
- ・人間の多様性を尊重しインクルーシブ教育を推進する。配慮を要する生徒の困り感や周囲生徒の受け入れ状況などを把握し、未然防止に努める。

- ① 生徒会を中心とした自治活動を推奨し、生徒自身の手によるいじめ見逃しゼロ運動を推進する。
- ② 一人一人が人権を守ることに深く受け止め、行動変容につながるようなプログラムを導入し、人権教育、同和教育を充実し、心を耕す道徳教育を全校体制で取り組む。
- ③ 保護者、地域住民と協力して、生徒の社会性と自尊感情を高める。
- ④ 小学校と入学時の情報共有を綿密に行い、中1ギャップ解消の取組を推進する。

(2) いじめの早期発見のための取組

- ・「あれ？」と思ったことを一人で抱え込まない。小さな兆候を見逃さないセンスに磨きをかけ、いじめの認知ついて躊躇しない。
- ・友人同士の悪ふざけやからかい、いじり、相手を傷つける言葉（死ね、ばか、どっか行け、いやなあだ名など）を発見した場合、その場でその行為を止める。その際の生徒の反応等を含め学級担任や学年部などに報告する。
- ・生徒や保護者から相談や訴えがあった場合、その場で真偽を判断することは避け、まずは真摯に傾聴する姿勢を貫く。
- ・いじめかどうか判断を迷う事案についても学年内等で情報共有し、対策委員会の推進部に報告する。

① 発見の網をきめ細やかにする。

- ・毎日・・・学習と生活の記録、休憩時間、授業中、部活動中
- ・随時・・・生徒からの訴え、保護者からの連絡、関係諸機関（市教委・中央児相・市児童福祉係・燕警察など）からの連絡
- ・年12回・・・生活・いじめアンケート（結果を入力フォームで市教委に報告）
アンケート調査においては、目的に応じて生徒の本音を引き出せるような内容や実施方法、頻度を検討し、記名式と無記名式とを必要に応じて組み合わせて実施する。
- ・年2回・・・教育相談（+随時）、期末保護者会、QU検査
- ・年3回・・・学期末評価

② 確実に情報共有する。

- ・毎日・・・学年打ち合わせ、欠席ボード、保健室日誌
- ・週1回・・・学年部会、生徒指導部会、企画委員会
- ・月1回・・・欠席状況
- ・年12回・・・生活・いじめアンケート結果（結果を入力フォームで市教委に報告）
- ・随時・・・SC・校内教育支援センター相談記録（秘密保持事項は除く）

※①、②に関する資料の保存期間は3年間とし、進級の際は状況等を確実に次担当に伝達する。

③ いじめ相談や通報窓口を積極的に紹介する。

いじめの防止等のための対策を適切に行うため、学校警察連絡協議会、燕市子どもを育む推進協議会等との連携を推進する。

(3) 即時対応のための取組

- ・対策委員会の本部は、情報を元に対応方針案を決定する。対策委員会を開催（原則）し、対応方針と役割分担を決定し、組織的対応（※1）を行う。
- ・被害者や相談してきた生徒、情報提供した生徒の安全を守ると共に、教育的配慮のもとに加害者や関係生徒等への聞き取りや指導を行い、まず行為を抑止する。
- ・いじめの構造の有無を確認する。観衆や傍観者の立場の生徒がいる場合は、状況や心情の聞き取りと指導を行い、集団としての自浄作用機能を高める。
- ・加害者への指導は、行為は許されないことであることを理解し、内面化が図られるまで継続する。
- ・いじめ解消の過程を人間関係調整能力向上の機会と捉えて取り組む。
- ・当事者の保護者への連絡を密に行い、指導への理解と協力を得るとともに当事者意識の向上を図る。

- ① 管理職は、市教委へ報告し、指導・助言を受ける。
- ② 当該学年主任は、関係者の保護者に事実と今後の指導方針を説明する。
- ③ 被害者の保護を第一義に、自尊感情を高める声かけや見守りを強化する。
- ④ いじめを確認した当日に複数で被害者宅を家庭訪問することを原則とする。把握した事実と指導方針、被害者を守ることを伝え、理解と協力を得る。
- ⑤ いじめの構造や背景を解明する。第三者ではなく「自分事」として捉え、観衆→傍観者、傍観者→支援者となるよう組織をあげて取り組み、再発防止にも役立てる。
- ⑥ 加害者から事情聴取を行う（被害者や周囲生徒からの一方的な情報にならないよう注意）。
- ⑦ 加害者に、いじめは人権を侵害する許されない行為であることと、それを行った責任を自覚させる。
- ⑧ 加害者の保護者には、把握した事実と指導方針を知らせ、協力を要請する。保護者に対する助言も継続し、当事者意識を高める中で、内面化に向けた協力体制を構築する。
- ⑨ SNSやインターネット上の不適切な書き込みや画像・個人情報アップ等について把握した場合は、直ちに当事者への確認を行い、保護者の責任で削除の措置をとる。削除完了確認を行い、当事者および保護者への指導と、その間の謝罪を行わせる。状況によっては、燕警察署への協力を要請する。

(4) いじめ解消の要件

一見いじめが解消したように見えても、水面下に沈み見えないだけの可能性がある。当事者の見守りや声掛けは一定期間継続し被害者の苦痛が解消していることを確認する。

※一定期間とは3か月程度とするが、被害者が苦痛を感じていないことをもって解消とする。

3 重大事態への対応

- ・重大事態とは、生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められるときをいう。
- ・生徒が自殺を企図した場合、身体に重大な傷害を負った場合、金品等に重大な被害を被った場合、精神性の疾患を発症した場合、いじめにより相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められる場合等は、重大事態である。
- ・生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。
- ・疑いがある事案も含め市教委への報告し、直ちに初動調査を行う。「いつ」「誰から」「どのような」など、事実関係を網羅的に把握する。
- ・PTA役員会を開催し、事実関係を報告する。臨時保護者会開催等については、市教委の指示・指導を受けて有無を決定する。

(1) 重大事態発生時の対応

① 学校が調査主体となった場合の対応

- ・全教職員に周知し、対策委員会を核に調査体制を構築し、客観的で詳細な事実関係の把握に務める。
- ・被害者の保護を最優先に、本人や保護者の思いを受け止め、迅速な報告と丁寧な対応を行う。
- ・学級や学年、部活等を対象に、必要あればアンケート調査を実施する。その際、得られた結果を被害者およびその保護者等へ情報提供する必要があることをあらかじめ伝えておく。
- ・市教委の指導・助言を受けながら必要な措置をとる。
- ・被害者には継続的に心のケアを行うとともに、安心して学校生活を送ることができるよう、見守り体制や学習をはじめとする支援体制を構築する。

③ 学校の設置者が調査主体となった場合の対応

- ・設置者の調査組織に必要な資料提出など、調査に協力する。
- ・市教委の指導に基づき必要な措置を行う。
- ・学校は、調査結果に基づき、校内体制を再構築したり、いじめへの認識を深めるための職員研修を実施したりするなど、実効性のある再発防止策を講じる。

④ 保存期間

- ・重大事態に関する資料の保存期間は、発生後5年間とする。

< ※ 1 組織的対応体制 > 令和7年度版

